

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

1 概要

本年5月に死者7名を出した広島県福山市のホテル火災を受け、5月に合同査察を実施したところですが、引き続き、消防局と合同で緊急点検を実施しています。

期間（予定）：6月25日（月）～7月20日（金）（建築局 延べ人数 約70人）

<参考> 5月の合同査察の概要

- ・対象用途

福山市のホテルと類似した営業形態のホテル（いわゆるラブホテル）

- ・実施対象数

消防局：134件（内8件は休業又は廃業のため126件で実施）

建築局：47件（建築基準法第12条に基づく定期報告未提出物件等80件のうち47件で査察実施、残る33件について定期報告提出を求める通知送付等実施）

2 今回の実施内容

（1）点検対象

昭和46年以前（※）に新築された3階建以上のホテル、旅館等 36件

（※）昭和46年頃に建築基準法の防火・避難規定の規制強化が実施されたため、この当時に建設されたホテル・旅館等の実態を把握するために国土交通省が定めた点検対象です。

（2）点検内容

今回の点検内容は、非常用照明（*1）、防火区画（*2）、非常用進入口（*3）、階段の幅員等です。

（*1）『非常用照明』とは、非常災害時に、避難や消火活動がスムーズに行えるよう設置する照明です。停電時でも30分間は点灯させる必要があります。

（*2）『防火区画』とは、建物内部で火災の拡大するのを防ぐとともに、避難経路を確保するために設ける防火的な区画です。

（*3）『非常用進入口』とは、非常時に消防隊等が破壊して進入できるように、設ける進入口です。3階以上の階で高さ31メートル以下の部分に設置が義務付けられています。

3 今後の対応

緊急点検の結果は、建築物の管理者等へ文書で通知し、建築基準法令に違反する事項があった場合には、消防局と連携し、速やかに是正指導等を行います。

また、点検の集計結果は、神奈川県を通じて8月15日までに国土交通省へ報告します。